

道民所得調査資料の分析

長谷部亮一

地方經濟ブロックにおける國民所得（縣民所得）を調査しようという氣運が最近俄かにおこりつつあるが、北海道の道民所得調査は昭和二十四年八月に著手され、現在までのところその二十三年度について生産面および分配面からなされた結果が公表せられている。即ち、

(1) 北海道行政調査室「昭和二十三年度北海道生産道民所得調査結果報告」〔道民所得調査資料第一號〕昭和二十五年五月・本文一七二頁他に圖表三統計表一折り込み

(2) 北海道總合開發委員會事務局「昭和二十三年度北海道道民所得調査結果報告」〔道民所得資料第二號・總合開發資料第十六號〕昭和二十五年九月・圖表三統計表二折り込みを含み七六頁（ただし二七頁まで生産道民所得に関する前記調査を再録）⁽¹⁾

(132) がこれである。なおこの外に「二十三年度道民支出」および「二十四年度分配所得」の推計も殆んど出來あがり、近くその結果が公表される豫定と聞く。

(第一表)

昭和23年度北海道生産道民所得⁽²⁾

(單位千圓)

道民所得調査資料の分析

I 農業	1. 農産	22,350,743	25,633,493
	イ. 私營農産	18,652,333	
	ロ. 〃 蔬菜	2,753,502	
	ハ. 〃 果樹	838,736	
	ニ. 官營	98,495	
	ホ. 公營	6,693	
II 林業	2. 畜産	3,282,750	4,054,510
	1. 素材	3,383,311	
	イ. 一般用材	3,248,497	
	ロ. 薪炭用材	134,814	
	2. ガス用薪	4,609	
	3. 普通薪炭	266,774	
4. 木炭	330,484		
5. 野鳥獣産	32,272		
6. 特殊林産	37,060		
III 水産業	1. 漁撈	5,027,040	11,204,938
	2. 養殖	83,108	
	3. 生産者一貫加工	6,094,789	
IV 鑛業	1. 鑛産業	427,081	11,694,768
	2. 石炭業	11,007,161	
	3. 土石採取業	260,526	
V 建設工業	1. 建築業	1,401,347	5,476,260
	2. 土木工事業	4,074,913	
	イ. 國費土木工事業	2,435,248	
	ロ. 道費土木工事業	933,986	
	ハ. 市町村土木工事業	705,679	
VI 製造工業	1. 金屬工業	1,454,296	
	2. 機械器具工業	1,269,181	
	3. 化學工業	4,425,004	

1 以下の引用においては(1)を(P.I.) (2)を(D.I.)と略稱する。
 いま生産道民所得・分配道民所得の總額およびその構成内容を一覽的に示せば、第一表・第二表のごとくになる。

	4. 窒業及土石工業	414,659	
	5. 紡績工業	336,676	
	6. 製材及木製品工業	3,034,731	
	7. 食料品工業	4,117,920	
	8. 印刷及製本業	422,455	
	9. その他の工業	323,625	
	10. 脱漏調製 (年度延長)	5,951,524 (21,750,071)	28,962,487
VII ガス業 水道業 電氣業	1. 電氣業	559,766	
	イ. 発電	248,736	
	ロ. 配電	311,030	
	2. ガス業	38,106	
	3. 水道業	69,184	667,056
VIII 商業	1. 卸賣業	2,162,792	
	2. 各種物品小賣業	764,116	
	3. 出版業	124,268	
	4. 小賣業	7,274,127	
	5. 露店商、行商	738,057	
	6. 物品賣買仲立業	487,425	
	7. 倉庫業	532,252	
	8. 不動産取扱業	90,582	12,173,619
IX 金融業	1. 銀行業	748,891	
	2. 特殊銀行業	20,505	
	3. 保険業	418,111	
	4. 証券業	10,818	
	5. 信用組合業	16,006	
	6. 無盡業	28,701	
	7. 金銭貸付業	56,208	1,299,240
X 運輸通信業	1. 陸運業	10,184,790	
	2. 水運業	3,438,564	
	3. 通信業	2,006,483	15,629,837
XI サービス業	1. 接客業	3,232,256	
	2. 理髮美容業及浴場業	915,192	

道民所得調査資料の分析

XII 自由業	3. 勞務供給周旋業	10,991	4,499,461
	4. 娛樂興行業	811,976	
	5. その他のサービス業 (間接税控除)	409,947 (5,380,363)	
	1. 醫療衛生	1,363,694	
	2. 教 育	2,156,973	
	3. 試 験 研 究	78,630	
	4. 宗 教	583,777	
5. 法 務	47,779		
6. 著 述 業	72,784		
7. そ の 他	23,199	4,326,836	
XIII 公務及団体	1. 國 家 事 務	853,442	4,746,245
	2. 道 事 務	1,009,587	
	3. 市 町 村 事 務	1,618,144	
	4. 團 体	1,265,072	
XIV その他の産業	1. 野 犬 撲 殺 業	800	727,336
	2. 進 駐 軍 關 係	726,536	
XV 無業中の所得	1. 家 賃 代	501,997	622,771
	2. 地 代	120,774	
總 計			131,728,081

(第二表)

昭和23年度北海道分配道民所得^③

(單位千圓)

I 勤勞所得	1. 農 林 水 産 業	6,169,169
	イ. 農 業	2,257,356
	ロ. 林 業	1,883,950
	ハ. 水 産 業	2,027,863
	2. 營 業	59,135,753
	イ. 鑛 業	12,694,029
	ロ. 建 設 工 業	5,701,039
	ハ. 製 造 工 業	12,344,371

	ニ. ガス業・電氣業及水道業	553,970	
	ホ. 商業	2,232,478	
	ヘ. 金融業	945,908	
	ト. 運輸通信業	13,997,156	
	チ. サービス業	748,547	
	リ. 自由業	2,406,448	
	ヌ. 公務及団体	4,746,245	
	ル. その他の産業	2,765,562	
	3. 兼業	53,222	65,358,144
II 個人業主所得	1. 農林水産業	35,275,968	
	イ. 農林業	24,604,244	
	ロ. 林業	1,953,503	
	ハ. 水産業	8,718,221	
	2. 営業	28,911,980	
	イ. 鑛業	253,244	
	ロ. 建設工業	2,299,340	
	ハ. 製造工業	9,683,324	
	ニ. 商業	10,626,066	
	ホ. 金融業	90,455	
	ヘ. 運輸通信業	774,362	
	ト. サービス業	3,623,370	
	チ. 自由業	1,329,427	
	リ. その他の産業	232,392	
	3. 内職	295,678	64,483,626
III 個人賃貸料所得	1. 田小作料	21,795	
	2. 畑小作料	50,004	
	3. 宅地地代賃	99,522	
	4. 家賃	519,948	691,269
IV 個人利子所得	1. 預貯金利子	228,144	
	2. 社債利子	69	
	3. 國債利子	—	228,213
V 個人配當所得	1. 會社配當金	33,126	
	2. 重役賞與	105,288	
	3. 特別法人分配剰余金	1,188	139,602

VI 法人留保所得		168,213
VII 法人税		1,070,716
VIII 官公企業所得		61,416
總計		132,201,199

道民所得調査資料の分析

2 D. I. p. 111による。しかしこの表において農産小計および總計に若干喰いちがいの生じていることは注意されねばならない。即ち第一表 I.1.(1)から(4)までの合計は 22,349,759 (千圓)となるべきであるのに 22,350,743 (千圓)となっており、984 (千圓)だけ多く、又總計は表の數字を合計するかぎり 131,718,857 (千圓)とならねばならぬのであるが、131,728,081 (千圓)となっており従つて 9,224 (千圓)多いことになる。これらが單に誤算によるものであるか否か不明なので、そのまま轉載した。

3 D. I. p. 41による。

II

生産所得を推計する基本的なシエーマはいうまでもなく、

$$\text{總生産額} \times \text{所得率} = \text{總所得}$$

$$\text{總生産額} = \text{總生産量} \times \text{單價 (生産者價格)}$$

$$\text{所得率} = (\text{生産額} - \text{物的経費}) \div \text{生産額}$$

であるが、通常このような物的方法はいわゆる物的生産部門にのみ適用され、商業以下の非物的生産部門では、

$$\text{總所得} = \text{總生産額} \times \text{經營體當り所得} \times \text{經營體數} = \text{總所得}$$

$$\text{所得} = \text{營業收入} - \text{物的経費}$$

という人的方法のシエーマが利用されている。この生産道民所得調査においても勿論若干の例外はあるのであるが、これらの方式が一貫されているものといえよう。従つて推計上のポイントは、(1)所得率および一經營體當り所得を算出するサンプル調査、(2)總生産額を與える生産統計

道民所得調査資料の分析

および價格資料、(3)經營體數あるいは従業員數に關する調査であろう。以下これらの各點から「調査結果報告」を整理してみよう。

各産業のサンプル調査における客體數をまとめると第三表のとおりになる。これらの決定および選出方法については全部省略されているため確實なことは殆んど知りえないのであるが、「當該産業の標本的・代表的經營體を地區別地帯別に一定數を自由抽出又は選定し」(P.I. p.3)と説明されているところからみれば、任意抽出もしくは層別任意抽出と有意抽出とが適宜に混合されているようであり、この面に多くの問題を殘すのではなからうか。各所にあらわれている「標本的經營體云々」という説明は、いわゆる標準的經營體をサンプルとして選ぶことが多かつたのではなからうかという危惧の念を與えるが、この種の調査で直接参照すべきもののない現在、直觀に頼つて標準的なものを選びとることはなほだ危険でありかつ非科学的なことであらう。又第三表の備考欄には計算上一應母集團の個數と見做してよいものを併記してみたが、⁽⁴⁾總體的にいつてサンプル數が僅少に過ぎるのではなからうか、特に經營規模の大小に著しい差異のあるところでは格別の配慮が要求せらるべきであるのに、抽出比の決定について明確な理論的根據を欠いているように思われる。

(4) なおこれは前記サンプルの母集團個數と考えるべきではないが、参考までに昭和

(第三表)

大 分 類	中・小分類及階層別	サンプル數	備 考
I 農 業	1. 農 産		
	イ. 私 營 農 産	(69)	
	[經營形態別]		
	水 田 經 營	17	
	畑 經 營	17	
	田 畑 經 營	14	
	混 同 經 營	21	
	ロ. 私 營 蔬 菜	14	

道民所得調査資料の分析

II 林業	ハ. 私營果樹	11	所得率計算は支 廳別一經營平均 の平均をとる (P. I. pp. 40 —41)
	2. 畜産	46	
	1. 素材	8	
	2. ガス用薪	3	
	3. 木炭	(43)	
	[地域別]		
	石狩支廳	3	
	日高支廳	5	
	檜山支廳	3	
	膽振支廳	7	
	十勝支廳	12	
	釧路國支廳	8	
	渡島支廳	3	
	網走支廳	2	
	III 水産業	1. 漁撈	
[漁具別]			
鯨定置網	5		
鯨刺網	7		
鮭定置網	5		
鮫延繩	1		
機船底曳網	4		
小手繰網	4		
鱒延繩	2		
鯉定置網	2		
鮪漕曳網	2		
鱈刺網	2		
昆布	4		
鰈刺網(含延繩)	1		
柔魚(船持)	2		
同(乗組員)	3		
鮫刺網	1		
VI 製造工業	甲 (五人未満)	(181)	昭和23年工業調査 (3,252) による 工場數
(昭和22年工場實態 調査のデータを利 用)	1. 金屬工業	25	100
	2. 機械器具工業	18	182

VII 商

業

3. 化学工業	18	232
4. 窯業及土石工業	5	21
5. 紡績工業	29	110
6. 製材及木製品工業	25	619
7. 食料品工業	24	1,264
8. 印刷及製本業	5	71
9. その他の工業	32	53
乙 (五人以上)	(174)	(4,132)
1. 金属工業	22	127
2. 機械器具工業	44	414
3. 化学工業	19	414
4. 窯業及土石工業	9	93
5. 紡績工業	12	147
6. 製材及木製品工業	31	1,081
7. 食料品工業	9	1,680
8. 印刷及製本業	14	118
9. その他の工業	14	58

母集団における個
数(昭和22年事業
所調査による)

1. 卸賣業	(62)
[地帯別]	
一般都市	34
農村都市	21
一般町村	2
炭鑛都市	1
漁村都市	4
[業種別]	
食糧品	7
自轉車	7
金物	11
青果	9
玩具具	6
家具	1
電氣器具	2
菓	2

3,272

一經營當り所得
の計算は地帯別
平均の平均をと
る(P.I. pp.96-
97)

業種別の合計は
63となるが地帯
別合計とのくい
ちがいの原因は
不詳

道民所得調査資料の分析

履	物	5
藥	種	7
文	具	2
瀨	物	2
化粧品・小間物		1
機械器具		1
4. 小 賣 業		(289)
[地 帯 別]		
一 般 都 市		82
農 村 都 市		53
漁 村 都 市		27
炭 鑛 都 市		17
一 般 町 村		52
農 村		16
漁 村		26
炭 鑛 町 村		16
[業 種 別]		
玩 具		14
履 物		19
文 房 具		12
陶 磁 器		14
藥 種		19
金 物 荒 物		14
食 糧 品		20
自 轉 車		16
鮮 魚		15
青 果		17
食 肉		16
菓 子		14
電 氣 器 具		12
書 籍		16
時 計 眼 鏡		18
古 道 具		6
古 着		15
化粧品・小間物		17
家 具		15

24,997

〔一經營當り所得の計算は地帯別平均の平均をとる (P.I. pp.102-111)〕

〔なおサンプル數に誤算があるとおもわれるので筆者において補正 (農村都市及び漁村)〕

	7. 倉庫業	7	207
X 運輸通信業	1. 陸運業		
	私營貨物自動車業		
	{ トラック	6	8
	{ 靈樞車	4	15
	2. 水運業		
	私營海運業	9	70
	私營港灣運送業	10	39
	船舶救難業		
	{ サルベージ	3	25
	{ 救難所	1	41
水先案内業	4	6	
3. 通信業			
郵便電話電信ラジオ 放送を除くその他	2	14	
XI サービス業	1. 接客業	(112)	5,158
	旅館下宿	49	〔小分類別平均の 平均をとる P.I. pp. 146—147〕
	料理店飲料店	54	
	貸席待合置屋貸座敷	9	
	2. 理髮美容業及浴場業	(29)	3,302
	理髮美容	15	〔同 上〕
	浴場	14	
	3. 勞務供給周旋業	2 (2)	25
	4. 娛樂貸興行業	(16)	654
	映畫演劇演藝 その他の興行	13	〔同 上〕
	遊戯場娛樂場	3	
	5. その他のサービス業	(60)	1,858
	寫眞	22	〔同 上〕
清掃	2		
葬儀	23		
その他のサービス	13		
XII 自由業	1. 醫療衛生(地區別) (私立)(層別)	不明	5,549
	4. 宗教(地區別) (宗派別)	55	4,386
	5. 法務	93	270
	7. その他 (茶道・生花教授) (書道及び圍碁)	45	260

二十二年臨時國勢調査の農業・林業・水産業の世帯数をあげてみると、それぞれ 191, 049, 16, 875, 58, 979 であり、同年の事業所調査における事業所数は、それぞれ 329 (但し農家を除く) 4, 271, 35, 625 である。

いま假りに X² の中の私營海運業のサンプル調査における推定平均所得額五、七三八千圓⁽⁵⁾につき、これを經營總數七〇から任意抽出されたサンプルに關するものとしてその標本平均の標準偏差を計算すると次のごとくなる。

$$V = \frac{N-1}{N} \cdot \frac{S^2}{n-1} \text{ を } \sigma_x^2 \text{ の推定値として } \sigma_x = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{S^2}{n}} \text{ を求める。 (N-母集團の總個數, n-サンプル數, S-偏差平方和即ち各標本値の標本平均に對する差の自乗の總和, } \sigma \text{-母集團の標準偏差)}$$

$$V = \frac{69}{70} \times \frac{274, 811, 416}{8}, \quad \sigma_x^2 = \frac{61}{69} \times \frac{V}{9} = \frac{16, 763, 496, 376}{5, 040} = 3, 326, 091, \quad \sigma_x = 1, 824 \text{ (千圓)}$$

此の標本平均の標準偏差は前記の推定平均値に對してはなほだ過大であるといわねばならない。これはむしろ極端な場合の一つであつたかもしれないが、零細規模の經營と大規模經營とが併存しているような經濟體制においてはありがちなことではなからうか、従つて平均所得率および平均所得の精度を高めようとするならば、經營規模による層別化が不可欠となるであろう。

5 P.I. pp. 138-9. サンプルの個々の値および母集團の總個數を知ることができ、従つて標本平均の標準偏差を計算しうるものは運輸通信業に含まれる八調査のみであるが、そのうち母集團の最も大なるものを例として選んだのである。

これらのサンプル調査の結果推定された所得率および平均所得もしくは他の方法で推算されたそれが、計算のためデータに欠いている部門に適宜に準用される⁽⁷⁾のであるが、その計算のプロセスに若干の問題がある。例えばⅧ商業の卸賣業・小賣業については第三表に示したごとく地帯別・業種別に分割したサンプルをとり、これから一應地帯別のしかも業種別の平均を出し更にそれらの平均を地帯別に單純平均し、最後にこの地帯別平均を單純平均するという操作をとつている。この計算は個數の異なつたサンプル平均を同一比重で考慮するという意味において正當ではな

(144)

5。5ま (P.I. pp. 96-97) に示されている卸賣業サンプル調査結果集計表 (その必要部分のみ第四表Aに轉載) について考察するならば、一般都市においてサンプル數六の金物の平均値がサンプル數一の菓子や機械器具のそれと同等の比重で一般都市平均に含まれ、かつ業種數十四をかぞえるこの一般都市平均が業種數一でしかもサンプル數一の炭鑛都市 (電氣器具) の數値と同一に取扱われている。この場合の總平均は平均の單純平均でなく、サンプルの總合計をサンプル總數六十二で除す即ち地帯別業種別平均の加重平均として計算されねばならない。第四表Bの計算によつて得た總平均から卸賣業一經營當り平均所得を求めると一、五七

(第四表A)

△はマイナス (單位千圓)

地帯別	業種別	サンプル數	營業收入 (1)	營業上費 (2)	營業支出計 (3)	營業收益 (4)=(1)-(3)
一般都市	イ、食料品	5	19,800	373	9,057	10,743
	ロ、自動車	2	8,997	329	8,686	311
	ハ、金物	6	6,944	177	4,721	2,223
	ニ、青果	4	22,600	380	15,917	6,683
	ホ、玩具	3	6,385	58	3,016	3,369
	ヘ、家具	1	1,800	—	1,570	230
	ト、電氣器具	1	12,000	180	11,148	852
	チ、菓子	1	16,000	42	668	15,332
	リ、履物	3	6,142	1,617	6,075	67
	ヌ、藥種	4	10,871	298	11,177	△ 306
	ル、文房具	1	1,700	360	1,643	57
	ヲ、瀬戸物	1	2,269	60	2,075	194
	ワ、化粧品小間物	1	13,500	500	16,100	△ 2,600
	カ、機械器具	1	20,000	1,100	19,170	830
	合計	34	149,008	5,474	111,023	37,985
	平均		10,643	391	7,930	2,713
農	ハ、金物	2	4,500	107	3,752	748
	イ、食糧	5	7,500	180	18,723	△ 11,223
	リ、履物	3	19,750	540	18,413	1,337

道民所得調査資料の分析

村 都 市	ホ、	玩		具	3	5,807	74	5,341	466	
	ロ、	自	轉	車	3	3,300	131	1,457	1,843	
	ハ、	青		果	2	6,727	62	6,411	316	
	ニ、	陶	磁	器	1	8,000	450	9,288	△ 1,288	
	ホ、	文	房	具	1	14,100	480	15,180	△ 1,080	
	ル、	藥		種	1	36,275	717	49,507	△ 31,232	
	又、									
	合		計	21	105,959	2,741	128,072	△ 22,113		
	平		均		11,773	304	14,230	△ 2,456		
一 般 町 村	ハ、	金		物	1	4,000	50	3,269	731	
	ニ、	青		果	1	1,000	—	771	229	
	合		計	2	5,000	50	4,040	960		
	平		均		2,500	25	2,020	480		
炭 鑛 都 市	ト、	電	氣	器	具	1	5,500	60	5,160	340
漁 村 都 市	チ、	菓		子	1	3,689	100	6,682	△ 2,993	
	ヌ、	藥		種	1	9,500	102	9,928	△ 428	
	ハ、	金		物	1	7,300	160	6,238	1,062	
	ニ、	青		果	1	12,000	384	8,274	3,726	
	合		計	4	32,489	746	31,122	1,367		
	平		均		8,122	187	7,781	341		
一 農 一 炭 漁	一	般	都	市		10,643	391	7,930	2,713	
	農	村	都	市		11,773	304	14,230	△ 2,456	
	一	般	町	村		2,500	25	2,020	480	
	炭	鑛	都	市		5,500	60	5,160	340	
	漁	村	都	市		8,122	187	7,781	341	
	合		計		38,538	967	37,120	1,418		
	平		均		7,707	194	7,424	283		

卸賣業平均所得＝年度間在庫高純増＋營業利益＋營業上の人件費＝(1)×0.024
 +(4)+(2)＝184+283+194＝661(千圓)

(個人企業經濟調査(安本實施)結果による年度間在庫高純増額
 の營業收入に對する比率——0.024)

(第四表 B)

		營業收入 (1)	營業上人件費 (2)	營業收益 (4)
一 般 都 市	イ、	99,000	1,865	53,715
	ロ、	17,994	658	622
	ハ、	41,664	1,062	13,338
	ニ、	90,400	1,520	26,732
	ホ、	19,155	174	10,107
	ヘ、	1,800	—	230
	ト、	12,000	180	852
	チ、	16,000	42	15,332
	リ、	18,426	4,851	201
	ヌ、	43,484	1,192	△ 1,224
	ル、	1,700	360	57
	ヲ、	2,269	60	194
	ワ、	13,500	500	△ 2,600
	カ、	20,000	1,100	830
農 村 都 市	ハ、	9,000	214	1,496
	イ、	37,500	900	△ 56,115
	リ、	59,250	1,620	4,011
	ホ、	17,421	222	1,398
	ロ、	9,900	-393	5,529
	ニ、	13,454	124	632
	チ、	8,000	450	△ 1,288
	ル、	14,100	480	△ 1,080
	ヌ、	36,275	717	△ 13,232
	合計	5,000	50	960
一般町村	ト、	5,500	60	340
炭鑛都市	合計	32,489	746	1,367
漁村都市				
總合計	(62)	645,281	19,540	62,404
平均		10,408	315	1,007

道民所得調査資料の分析

$$(1) \times 0.024 + (4) + (2) = 250 + 1,007 + 315 = 1,572 \text{ (千圓)}$$

二千圓となり、(P.I. p.99) に示された結果より九一千圓上廻ることになる。このくいちは「報告」の計算が營業収益に關しサンプル數一のマイナス項目を不當な比重で平均計算に参加せしめた結果であろう。小賣業サンプル調査結果集計(P.I. pp.102-111)においてはこれ程極端な差異を含んではいけないであろうが、しかもなお卸賣業の場合と同様の操作が、おそらく過小評價という結果を齎らしたであろうことは豫想に難くない。もつとも第四表Bの計算結果が實情以上に高額であるという非難があるならば、それはサンプルのとり方が大規模經營に偏したためと思われ、この面からする過大評價は別にサンプル設計上の問題として取扱われねばならぬのであつて、計算上の過小評價とみ合わせることは勿論許されない。

6 例え、2. 石炭業の所得率は北海道石炭協會の北海道炭生産原價調より次の式にもとずき計算、
 【但し適當の計算】(P.I. p.66)。

$$\frac{\text{勞務費} + \text{本社費} + \text{租税公費}}{2} = \text{出炭總原價}$$

V 建設工業の各項目は勞務費率(P.I. pp.67-71)。VI 電氣業は日發本社・北海道配電の損益計算書より計算した所得率を利用(P.89,90)。又、2. ガス業のそれは照會調査により算出し(P.91)、3. 水道業では直接總所得を計算している(pp.92-3)。

平均所得の計算でサンプル調査によらざるものは、I. 銀行業・X. 1. 陸運業中の鐵道軌道業・旅客自動車業のごとく、直接的な算定を行うか(P.126, pp.132-135)、非營利業の場合のごとく悉皆調査にもとずく人件費のみを計上する。なお倉庫業のサンプル調査は特殊で、サンプル七經營体の合計所得をサンプルにおける従業員總數で除して従業員一人當り平均所得を出している。いまもし一經營体當り平均所得額をとつて總所得を計算してみると、 $2,729,495 \times 207 = 565,005,465$ (圓)となり、「報告」一二二「一三三頁の計算 $151,639 \times 3,510 = 532,252,289$ (圓)より若干上廻る。倉庫業サンプル調査についてのみ何故にこのような特例をもつけたかは不明である。附言すれば同サンプル調査結果集計表は内部的に若干數字のくいちがいが含まれている。

7 例え、I. I. におけるイ、ロ、ハの總平均が(二)、(ホ)に準用され、II. I. が(3)に、更に同部門の(1)、(2)、(3)、(4)の總平均が(5)に準用されている。又 III. I. の漁具別の總平均が(2)へ、(IV. 2.) が(1)へ、(V. 2.) のロがそれぞれイとハへ、(VII. 甲(1)と(9)の平均が甲(10)へ、乙の(9)

道民所得調査資料の分析

が乙の(10)へ準用される。又(III)は(VI)の甲を準用している。平均所得では、(VIII)において(2)(3)が(1)を(4)を準用し、(IX)の年間給與ベ
 ースが(4)(5)に準用され、(IX.7.)において課税所得を補正して算出された平均所得が(VIII.8.)で準用され、(VII.6.)は(5)および(7)を準用し、(XIII.4.)は官
 公吏平均給與を援用する。

若干の補正を加えて準用するもの例としては、露店・行商が小賣業の平均所得に従業員比率(事業所調査による)五四%を
 乗じて(P.I. p.95)、又輕車輛運送業では專業の平均所得額の二分の一を兼業のそれとしている(P.136)。

8 (P.I. p.96)に示された調査客体數と(p.98, p.100)に示されたものをかみ合わせて検討してみると、農村都市の金物・食糧
 品・履物・自轉車・青果・藥種にそれぞれ違いがあり、どのように補正すれば妥當であるか判断し難いので、第四表Bでは
 同表A即ち(p.96)のサンプル數をそのまま採用し、これによつて加重平均したのである。

9 前註におけるくい違いは小賣業のサンプル數についてもいいうるのであり、ここではなお一層そのくい違いが雜多であるので、
 第四表のごとき計算補正は小賣業に關し省略せざるをえない。

同様のことがサービス業の平均所得計算についてもいいうるのではなからうか。第五表Aは(P.I. pp.146-7)のサ
 ービス業小分類別サンプル調査結果集計表(一經營平均)と(P.I. p.144)の中分類別集計集(總括)とから、所得計算
 に必要な部分のみを轉載したのであるが、例⁽¹⁰⁾えば娛樂興行の平均所得を出すにあつてサンプル數十三の(1)とサンプ
 ル數三にすぎない(2)とを單純平均したり、(5)において清掃業平均を他の平均と同等の比重をもつて眺めることは妥當
 ではないであらう。第五表Bはこれをサンプル數で加重平均することにより修正したものであるが、その結果として
 サービス業所得は七億圓強の増加となり、生産道民所得の産業別順位において第九位から第八位へと進みうることに
 さえなるであらう。

10 生産所得は生産者價格で把握されねばならぬから、實際上の手續きとして間接税を控除することにより市場價格評價を修正す
 る。ここでは入場税・酒消費税・遊興飲食税などの昭和二十三年度徴收額が控除されている。(P.I. pp.143-4)

(第五表 A)

(單位圓)

道民所得調査資料の分析

中分類	小分類	サンプル数	營業收入 (1)	人件費 (2)	機械器具 購入費 (3)
1. 接客業	イ、旅館下宿業	49	2,161,685	197,046	7,100
	ロ、料理店飲食店業	54	1,325,548	95,941	6,376
	ハ、貸席待合置屋業 貸座敷業	9	805,155	230,445	—
	平均		(1,430,796)	(174,477)	(4,492)
2. 理髪美容業及び浴場業	ニ、理髪美容業	15	329,469	36,207	9,597
	ホ、浴場業	14	875,425	37,643	16,107
	平均		(602,447)	(36,925)	(12,852)
3. 勞務供給周旋業	ヘ、勞務供給周旋業	2	622,154	262,700	104,000
	平均		(622,154)	(262,700)	(104,000)
4. 娯樂興行	ト、映畫演劇演藝 その他の興行	13	4,210,822	216,436	68,709
	チ、遊戯場娯樂場業	3	769,667	413,333	13,333
	平均		(2,490,245)	(314,885)	(41,021)
5. その他のサービス業	リ、寫眞業	22	277,665	13,936	2,682
	ヌ、清掃業	2	423,895	300,228	—
	ル、葬儀業	23	701,855	236,801	2,541
	チ、其他のサービス業	13	151,138	3,077	—
	平均		(388,638)	(138,510)	(1,306)

調度品費 (4)	公租公課を 除く支出小計 (5)	平均所得 (1)-(5)+(2)+(3)+(4)	業者数 (事業所調査)	總所得
48,375	1,662,804			
27,015	752,639			
10,333	619,627			
(28,574)	(1,011,690)	626,649	5,158	3,232,255,542
6,897	159,112			
8,836	606,742			
(7,866)	(382,927)	277,163	3,302	915,192,226
—	549,200			
—	(549,200)	439,654	25	10,991,350
64,528	2,422,221			
126,667	978,167			
(95,597)	(1,700,194)	1,241,554	654	811,976,316

4,825	145,290			
—	447,145			
4,940	564,695			
338	84,233			
(2,526)	(310,341)	220,639	1,858	409,947,262
			11,026	5,380,362,696
〔間 接 税 控 除〕				880,902(千圓)
サービス業所得				4,499,461(%)

(P.I. P.143, P.144, PP.146—7による)

(第五表 B)

中分類	小分類	サ ン プ ル 数	小 分 類 平均所得	サ ン プ ル 總 所 得 及 び 平 均 所 得	事 業 数	總 所 得
1.	イ、	49	751,402	36,818,698		
	ロ、	54	702,241	37,921,014		
	ハ、	9	426,306	3,836,754		
	合計	(112)		(78,576,466)		
	平均			701,576	5,158	3,618,729,008
2.	ニ、	15	223,058	3,345,870		
	ホ、	14	331,269	4,637,766		
	合計	(29)		(7,983,636)		
	平均			275,298	3,302	909,033,996
3.	ヘ、	2	439,654			
	平均			439,654	25	10,991,350
4.	ト、	13	2,138,274	27,797,562		
	チ、	3	344,833	1,034,499		
	合計	(16)		(28,832,061)		
	平均			1,802,004	654	1,178,510,616

道民所得調査資料の分析

道民所得調査資料の分析

5.	リ、	22	153,818	3,383,996			
	ヌ、	2	276,978	553,956			
	ル、	23	381,442	8,773,166			
	ヲ、	13	70,320	914,160			
	合計	(60)		(13,625,278)			
	平均			227,088	1,858	421,929,504	
						11,026	6,139,194,474
〔間 接 税 控 除〕							880,902(千圓)
サービス業所得							5,258,292(〃)

このような観点をより厳密におし進めてゆくならば、更に水産業漁撈における漁具別一経営當り平均所得と平均漁獲高をそれぞれ単純平均し、それらによつて總平均の所得率を計算して (P.I.p. 54—55) (11) これを「その他の漁業」に準用することや、製造工業の甲の中分類別所得率の平均を脱漏調整の甲工場分に準用すること (P.I.p. 74) も妥當ではなく、例えば農産私營分の所得率を官營・公營へ準用する場合のごとく、全體としての所得と總産額との關係にまで還元した總合平均を求めねばならないといふるかもしれない。しかしこれらの準用が唯單に既知諸所得率の中間に位置するものを假りに適用してみようという程の意味であるならば、勿論前記の「報告」中でとつた操作が容認せられるであろう。いずれにもせよここで「總平均所得率」とか「平均所得率」といふような表現を用うることは誤解を生じやすい。いま總所得と漁獲高もしくは生産額との關係からいゝゆる總平均所得率を計算してみると、水産業の「その他の漁業」には四七・〇七%を、また製造工業の脱漏調整甲工場分としては三六・三二%を準用することになり、その結果 (13) (12) 養殖へ準用される所得率は若干高くなり、他方 (10) (11) 脱漏調整は大きな低評價をうけねばならぬことにならう。このような諸影響を考えあわせると計算方法の

道民所得調査資料の分析

撰擇は最早單なる計算上の便宜性の問題ではないように思われるのである。なお製造工業の脱漏調整についてであるが、昭和二十二年工業調査と二十三年のそれとの間の工場數の差異を、すべて後者と二十二年事業所調査における産業分類の相違に歸せしめることは果して當を得た處置であつたらうか。即ち自然増減を皆無と想定し一九、八二八工場を製造小賣業とみなし、二四三工場をガス電氣修理業と見做す假定の當否を吟味すべき資料はないものであらうか。この脱漏調整の所得が製造工業所得にしめる構成比率は二七・三六%（第一位）であることから考えても、右の假定を吟味すべき必要性は決して少なくないであらう。⁽¹⁴⁾

11 なお漁具別サンプルから一經營當り平均を求める集計表（pp.56-59）にはなほだしく誤算に満ちており、一經營當り平均のみを揭示した集計集（pp.54-55）と所得率の合致しているものは、僅かに鮭定置・鮫延繩・小手繰・昆布・柔魚（乗組員）の五項目をかぞえるのみである。鰈刺網のごときはサンプル數一であるにかかわらず、その各經費目の構成比率計算にあつて四捨五入法に一貫性を欠いているため前者と後者の間にくい違いを生じている。このような極端に喰い違いのある集計表を併置することは好ましくないとと思われる。

	千圓
(1) 生産額	176
賣上金	174
原材料費	69
一般管理及び販賣費	16
その他の經費	18
(2) 經費小計	102
(3) 勞務費	49
(4) 所得(1)-(2)	54
所得率 $\frac{(4)}{(1)}$	30.68
	(%)

12 但し甲工場の「窯業及び土石工業」の所得率計算に關して疑点がある。即ち(p.18)の表では上記のごとくなつており、所得は七千圓でなければならぬ。この二〇千圓は誤算であるのかミスプリントであるのか、またそのミスプリントの發生点が經費項目の中にあつて所得に誤算のあるごとくみえるのか、原因は察知し難い。いま假りに所得七千圓という筆者の解釋が妥當とすれば、所得率は四二・〇五%となり、従つて甲の單純平均（脱漏調整の甲工場分に利用した所得率）は四五・二六%ではなく、四六・五二%となるであらう。即ち窯業及び土石工業の所得は増加しかつ脱漏調整分の所得もまた増加することとなる。

13 その計算は次のごとし。まず水産業漁撈では(P.I. pp.52-53)の表からその他の漁業を除く總計を「漁獲高」と「所得計」として求め、9,776,788,916(圓)

および 4,601,839,510(圓)を得、前者をもつて後者を除し 47.07%を算出する。次に製造工業では (P.I. p.74) の表から甲の生産額合計と所得合計を得、 $633,952,297(圓) + 1,745,232,167(圓) = 36.32(\%)$ となる。この他に兩者共各個別所得率のサンプル数による加重平均を計算する方法もある。ここでは前記(11)(12)の註に示した事情によりその方法で計算して、これを省略した。要するに兩方法の差異は、加重を總生産額でみるかサンプル数でみるかに基づく。双方とも單純平均より嚴密であることはいふ迄もないが、ここからも計算方法の選擇が慎重でなければならぬという理由づけがなされるし、又サンプル数の決定にも明確な理論的根拠が要求されるべきことを重ねて強調することができよう。

14 附言的にいま一つ計算上の疑点を指摘しよう。それは (X.3.) 通信業のうち「その他の通信業」のサンプル平均所得額計算に關してである。(P.I. pp.140-141) では上に示すように計算されているが、(2)は人件費を含んでいないわけであるから、更に(3)を加えることは二重計算になりそれだけ平均所得を過大に評價するという結果を生じている。

	圓
(1) 營業收入	1,116,159
(支 出)	
修繕費	53,265
減價償却費	44,930
その他の營業費	418,187
(2) 小計	516,382
(3) 人件費	478,940
[所得]	1,078,717
(1)-(2)+(3)	

正當な計算結果によれば平均所得は 599,777 圓しなければならない。

生産統計および價格資料については、道廳各課の調査によるものが主體となりそれに關係官廳や大規模經營の企業における資料があわせて利用されている。例えば、農業においては道農務・食糧・物價・畜産課調のものおよび家畜センサス(統計課)などが、林業においては道木材・薪炭・林政課調のものなど、水産業では道統計課および北海道水産物検査所の調査が、鑛業においては道石炭課・北海道石炭協会・札幌通産局の調査および資料など、建設工業では國費・道費の決算見込もしくは決算額更に道地方課調のもの及び建設院北海道建築出張所のものなどが使われている。又製造工業では道統計課の工業調査を、更に曆年の計數を年度に延長するために日銀調生産財實效價格指數と安本調鑛工業生産指數を利用している。ガス電氣水道業では札幌通産局の電力部および同局燃料課・道環境衛

道民所得調査資料の分析

生課の資料が、金融業においては拓銀その他の決算書および諸資料などが、又運輸通信業では札幌鐵道局・札幌遞信局・北海道海運局・船舶運管會・札幌中央放送局・札幌道路運送監理事務所輸送課・北海道運搬商業組合による計數や悉皆調査による各企業の計數が使われているのである。しかしそれらの利用しうる資料には自ら精粗の差があり、そのことが計算結果にも大なり小なりの影響を與えていることはいうまでもないが、概略的にみて、農業・林業では可成り精であり、水産業・製造工業・運輸通信業・ガス電気水道業などは若干粗であり、鑛業・建設工業その他サンブル調査にすべてを委ねねばならぬ部門では粗であるといゆるのではなからうか。⁽¹⁵⁾

15 無業中の財産所得について若干の註釋を加える必要がある。これは財産所得中他の産業に分類されないものであり、實際には消費生活用に供せられる土地および家屋の地代・家賃がここに計上されている。それらの推計方法は左のごとし。

家賃：一坪當り家賃＝全國平均家賃(C.P.S.による) × $\frac{\text{北海道平均賃賃價格}}{\text{全國平均賃賃價格}} \times 0.75$ (維持費25%控除)＝69 (圓)
 69圓×專用住宅面積(イ)+69圓×併用住宅面積(ロ) × $\frac{1}{2}$ ＝501,997,287圓 (イ)及び(ロ)は内閣統計局住宅調査による。

地代：地代坪當り單價×0.98 (維持費2%控除)＝5.88 (圓)

5.88圓×專用住宅地地面積(イ)+5.88圓×併用住宅地地面積(ロ) × $\frac{1}{2}$ ＝120,773,674圓 (住宅および宅地とも併用は $\frac{1}{2}$ が消費費用と假定)(イ)および(ロ)は住宅面積比率により宅地總面積を按分推計

即ち家屋税表中の家屋總坪數(イ)+(ロ)+純生産用家屋總面積

(イ)＝地租表中の宅地總面積 × $\frac{(イ)}{(イ)+(ロ)}$

(ロ)＝同 × $\frac{(ロ)}{(イ)+(ロ)}$ (P.I. pp.159—160)

(154) 經營體數については第三表備考欄に示したように昭和二十二年九月の事業所調査が商業以下の産業部門で利用されている。嚴密にいえば、一年度間の經濟活動を對象とするためにはある月の調査のみでは不充分であり、特に年度間において増減が一方に偏して激しい場合などは、ある一時點の數量をもつて全期間をおしはかることはそれだけ評價を

過大もしくは過小ならしめるであろう。しかし現在では正確な意味における平均經營總數を與へるべき基礎資料を望むべくもないし、被乗數たる平均所得額自體もそもそもそれ程の嚴密性をもつて追求されたものではない。従つて問題は二十二年の事業所數を二十三年のそれとして準用することにある。製造工業においても、既述のごとく工業調査の二十二年・二十三年間の差をすべて産業分類の差とみなし、自然増減なしとして脱漏調整計算を行つており、問題は同じように考えられよう。分配所得では二十二年の臨時國勢調査による就業人口を二十三年常住人口調査の知識によつて延長するという手續きをとつてゐるが、事業所數の延長推算に關する適當なデータは差し當つてわれわれの手許にはない。もつとも分配所得におけるそのような延長推算についてもなお問題は残るわけであつて、それは後に觸れるとおりである。

三

分配道民所得は第二表のごとく勤勞所得・個人業主所得・個人財産所得（賃貸料・利子・配當）・法人所得（留保所得・法人税）・官公企業所得に大別されるが、その計算の基本シェーマは總額を直ちに求めうるものを除いて

一人當り平均所得額×所得人總數＝所得總額

であつて、いわゆる人的方法が貫かれる。もともとこの分配所得なる概念は合衆國商務省の National Income by Distributive Shares「分配さるべき國民所得」にもとづくのであつて、その把握は發生時點においてなされねばならぬものであるが、我が國の統計資料では未だ發生主義に合致すべきものはなく、實際の計算は支拂主義によらざるをえないのである。⁽¹⁶⁾道民所得の推計もその例外ではない。たゞ各項目について前記のシェーマを滿たす場合、利用しうる資料の關係上種々の大きな假定をとらねばならなかつたようであるが、その面から分配道民所得資料を整理して

道民所得調査資料の分析

みよう。

16 統計研究會「1946—1949(E) 戦後日本の國民

所得——推計方法と計數」(謄寫印刷) p. 21

参照。なおこのプリントには二十三年および二十

四年上半期に關し安本財政金融局國民所得調査室

にて實際になされた分配國民所得・個人所得・個人

支出の推計方法が詳細に説明されてある。

勤勞所得を求める一般的方式は、(勤勞所得

女別平均賃銀) × (産業別男女別雇員數) であ

るが、被乗數は現金給與額と現物給與額とから

なり、まず現金給與額に關しては毎月勤勞統計

調査の製造工業の平均賃銀と事業所賃銀調査

(二十三年十月の計數のみ) における各産業の

それとを比較し、その比率(第六表C)を前者

の年度間合計額(第六表A)に乗じて求める、即

ち毎月勤勞統計調査が従業員三十人以上を有す

る事業所についての抽出調査であるところから

その結果を悉皆調査たる事業所賃銀調査結果で

(第六表) 毎月勤勞統計調査製造工業従業者一人當り給與額

	(A) 現金給與		(B) 現物給與	
	男	女	男	女
23年4月	5,535 ^円	2,754 ^円	500 ^円	464 ^円
5	5,075	2,575	695	548
6	5,635	1,361	449	160
7	6,827	3,124	1,393	465
8	7,562	4,648	245	403
9	8,819	4,689	398	493
10	9,828	5,088	951	779
11	11,561	5,872	1,524	1,108
12	14,445	7,316	989	652
24年1月	11,329	5,774	1,199	856
2	10,957	5,553	1,026	490
3	10,147	5,223	3,275	2,569
年度間計	107,720	53,987	12,644	8,987

(C) 23年10月事業所賃金調査及び對每勤製造工業比率

	男	女	男	女
イ、鑛業	9,146 ^円	4,089 ^円	0.93	0.80
ハ、製造工業	7,307	3,310	0.74	0.65
ニ、ガス水道	6,857	3,613	0.70	0.71
ホ、商業	7,095	3,628	0.72	0.71
ヘ、金融業	10,418	4,214	1.06	0.83
ト、運輸通信業	10,126	5,211	1.03	1.03

道民所得調査資料の分析

補正したわけである。次に現物給與額については、前記の毎勤統計製造工業における年度間現金給與に對する現物給與の比率 $\frac{12,644 + 8,987}{107,720 + 53,987} = 0.13$ を各産業に準用し、それぞれの現金給與額に乗じて計算する。(17) 又方式の乗數に關しては、二十二年の産業別被雇傭人口(臨時國勢調査)に、二十三年常住人口調査總人口數に對する二十二年國勢調査總人口の比率 $\frac{4,021,050}{3,852,821} = 1.043$ を乘じて推計するという方法を採用している。(18) これらのことは、第一に二十三年度間において他の各産業の賃銀が製造工業の賃銀と同一の變化を示しかつ現金・現物給與比率に差異がないという假定と、第二に二十三年度における被雇傭者人口數が二十二年度のそれに對し總人口の増加と同じだけ増加し、かつその産業別男女別構成に全く變化がなかつたという假定にもとずいていることを意味する。

17 D.I. p.55, p.56, p.57.

18 D.I. pp.51—52.

しかしながら第一の假定については、産業別平均賃銀がその絶對額の水準においても、またその水準變化の態様においても著しく差異のあることは明らかな事實である。もとより道民所得推計が前記のような大膽な假定をたてたのは、眞に頼るべき正確なデータの欠除にもとずく不可避的處置であつたことは充分に認めねばならぬところではあるが、他の資料を參考までに提示して

道民所得調査資料の分析

結果の乖離を検討することも決して益なきことではない。第七表は北海道労働基準局の調査による月別産業別男女別常備労働者一ヶ月当り平均現金給与額を指数化したもので、期間は二十四年一月から二十五年十月までであり、道民所得調査の期間と関係あるのはその最初の三ヶ月のみではあるが、時間的變化の態様に大きな差異のあることはこれにより充分察知できるのである。次にこの指数の基礎になつてゐる平均現金給与額と道民所得推計のそのの各月計算とを對比してみよう。勿論道民所得推計ではたとえ個々の月の額にいくちがいがあつても全體とし

(第七表)

月 別	鑛 業		製造工業		ガス電氣水道業		商 業		金 融 業		運 通 信 輸 業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
24年 1月			99	95	78	69	85	67	99	86	99	93
2			93	90	73	74	80	73	87	79	89	80
3			97	94	89	86	91	89	104	103	82	86
4			99	94	122	121	88	76	91	101	88	81
5			102	99	97	107	89	78	90	85	86	79
6			100	100	91	100	97	87	88	97	89	92
7	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
8	119	108	109	108	97	103	97	95	98	102	122	108
9	135	132	110	109	91	99	92	78	130	130	94	90
10	118	117	118	116	91	96	90	76	127	120	95	93
11	107	111	128	119	110	114	102	85	124	122	107	103
12	114	116	127	147	147	165	119	129	122	125	106	111
25年 1月	124	140	124	110	92	103	135	109	153	146	91	95
2	119	117	112	106	95	103	114	96	122	119	85	85
3	101	103	106	99	92	102	116	105	129	124	78	78
4	102	104	109	105	184	244	105	87	132	142	87	83
5	114	110	107	108	107	116	108	92	111	117	73	77
6	117	113	115	103	129	143	126	90	140	142	80	75
7	128	126	111	106	132	159	108	93	125	125	82	88
8	137	133	112	108	155	185	116	105	134	127	94	79
9	128	119	111	112	157	179	130	119	170	152	88	90
10	126	118	151	128	117	162	150	101	152	159	95	82

ての年度間合計
について假定の
比率が妥当すれ
ばよいのである
から、これだけ
ではその乖離を
云々することは
出来ないといわ
ねばならないが、
一應第八表に示
すごとくおのお
のプラス・マイ
ナスの隔差をみ
いだすのである。
事業所賃銀調査
の結果と對比せ
しめるといふこ
とは毎勤統計調

道民所得調査資料の分析

(第八表)

(A) 第六表から計算

		製造工業	ガス電気水道業	商業	金融業	運輸通信業
男	(假定比率)	0.74	0.70	0.72	1.06	1.03
	24年 1月	8,383	7,930	8,157	12,009	11,669
	2	8,108	7,670	7,889	11,614	11,286
	3	7,509	7,103	7,306	10,756	10,451
女	(假定比率)	0.65	0.71	0.71	0.83	1.03
	24年 1月	3,753	4,100	4,100	4,792	5,947
	2	3,609	3,943	3,943	4,609	5,720
	3	3,395	3,708	3,708	4,335	5,380

(B) 第七表の基礎データ

男	24年 1月	9,011	7,431	7,906	13,437	11,553
	2	8,501	6,878	7,472	11,880	10,349
	3	8,791	8,402	8,473	14,101	9,573
女	24年 1月	4,044	3,272	3,548	5,191	6,071
	2	3,808	3,518	3,884	4,755	5,237
	3	3,979	4,095	4,741	6,241	5,587

(C) (A)-(B)

男	24年 1月	- 628	+ 499	+ 251	- 1,428	+ 116
	2	- 393	+ 792	+ 417	- 266	+ 937
	3	- 1,282	- 1,299	- 1,167	- 3,345	+ 878
女	24年 1月	- 291	+ 828	+ 552	- 399	- 124
	2	- 199	+ 425	+ 59	- 146	+ 483
	3	- 584	- 387	- 1,033	- 1,906	- 207

(160)

査における大規模企業への偏りを是正する意味をもつのであるから、マイナスの値が(C)に出ることは當然であろう。たまたまプラスとなつた月も他のマイナスとなる月によつて相殺され、全體としてマイナスになれば問題は少ないが、果してそのような結果を期待してよいか、(C)だけでは何も確言的にいいえないとしても、なおこの假定の妥當性に對する一應の吟味として考えることは不都合ではないであらう。勿論われわれの利用しうる資料はこれのみに止るのであり、又現物給與に關するデータをもつていないのであるから、道民所得推計の結果を訂正することを意圖するものでは毛頭ない。

19 北海道労働基準局「北海労働基準」(月刊)による。ただし同誌では鑛業のみを二十四年七月基準とし、他の産業は全部二十四年一月基準となつてゐるが、ここでは比較對照の便を計つて全部を一律に二十四年七月ベースに改算した結果を示したのである。この指數の基礎資料は、常時一〇人以上の労働者を雇用する事業所から層別抽出法によつて抽出された調査對象において、その月の最終給與締切日から遡つて前月の最終給與締切日の翌日までの一ヶ月間に支給されたすべての現金給與に關して調査したもので、一人當り平均は支給總額を前月末労働者數と本月末労働者數との和半で除すことにより算定されている。なお二十四年は調査對象事業所のみ平均であり、二十五年は全事業所に對する推計値であるため、又二十四年の運輸通信業には日本國有鐵道は除外されてあるが二十五年からはそれを包含してゐるために、嚴密に言えば兩年の數字は連結しないのである。

第二の假定についても、二十三年の被雇傭者數に關する調査資料のない現在では結局何らかの延長推算に頼らざるをえないのであるが、二十二年と二十四年とを比較して全人口は三、八五二、八二一人から四、一八五、五〇六人へと八・六%増加したにかゝらず、就業者數は一、六二七、五五七人から一、五七六、五四七人へと反對に四・一%減少している事實より考えるならば、總人口増加率をもつて二十三年被雇傭者數を推算するという操作の妥當性について若干の疑問を挿まざるをえないのである。第九表(A)で、われわれは二十二年産業別男女別就業人口と二十四年のそれ⁽²⁰⁾についてそれぞれの算術平均を計算し、その平均値に對する二十二年の比を求めた。同表(B)は更にその比率を二

(第九表 A)

道民所得調査資料の分析

			(a) 22年 業人 就口	(b) 24年 業人 就口	(c) $\frac{(a) + (b)}{2}$	(d) $\frac{(c)}{(a)}$
1. 農 業	{	男	338,142	315,840	326,991	0.97
		女	344,557	308,013	326,285	0.95
2. 林 業	{	男	30,210	27,267	28,738	0.95
		女	6,285	4,122	5,203	0.83
3. 水 産 業	{	男	98,313	102,842	100,577	1.02
		女	43,695	22,473	33,084	0.76
4. 鑛 業	{	男	101,592	117,617	109,604	1.08
		女	15,841	14,157	14,999	0.95
5. 建設工業	{	男	58,426	67,057	62,741	1.07
		女	3,574	2,980	3,277	0.92
9. 製造工業	{	男	153,679	130,549	142,114	0.92
		女	43,322	26,461	34,892	0.81
10. ガス業電氣業 及水道業	{	男				
		女				
11. 商 業	{	男	56,017	70,240	63,128	1.13
		女	27,902	27,662	27,782	1.00
12. 金 融 業	{	男	6,422	14,210	10,326	1.61
		女	3,507	4,972	4,239	1.21
13. 運輸通信業	{	男	116,020	111,054	113,537	0.98
		女	14,874	11,350	13,112	0.88
14. サービス業	{	男	14,563	46,880	30,722	2.11
		女	20,560	40,217	30,388	1.48
15. 自 由 業	{	男	32,386	24,282	28,334	0.87
		女	18,131	10,916	14,523	0.80
16. 公務及団体	{	男	49,536	61,947	55,741	1.13
		女	12,078	13,441	12,758	1.06
17. その他の産業	{	男	12,894			
		女	5,046			
合 計	{	男	1,068,205	1,089,785	1,078,995	1.01
		女	559,392	486,764	523,078	0.94

(第九表 B)

	(e) 22年被雇備者	(f) (e) × (d)	(g) 道民所得調査 における推定値	(h) (g) - (f)
1. {	15,887	15,410	16,570	+ 1,160
	15,547	14,770	16,216	+ 1,446
2. {	23,040	21,888	24,031	+ 1,143
	3,764	3,124	3,717	+ 593
3. {	28,911	29,489	30,154	+ 665
	3,975	3,021	4,146	+ 1,125
4. {	100,717	108,774	105,048	- 3,726
	15,763	14,975	16,441	+ 1,466
5. {	45,256	48,424	47,202	- 1,222
	3,234	2,975	3,373	+ 398
6. {	116,498	107,178	121,507	+ 14,329
	33,845	27,414	35,300	+ 7,886
7. {	5,913	5,795	6,236	+ 441
	631	555	658	+ 103
8. {	20,361	23,008	21,237	- 1,771
	8,216	8,216	8,569	+ 353
9. {	5,704	9,183	5,949	- 3,234
	3,377	4,086	3,522	- 564
10. {	100,148	98,145	104,454	+ 6,309
	13,750	12,100	14,341	+ 2,241
11. {	5,708	12,044	5,953	- 6,091
	11,720	17,346	12,224	- 5,122
12. {	23,677	20,599	24,695	+ 4,096
	14,520	11,616	15,144	+ 3,528
13. {	48,533	54,842	50,620	- 4,222
	12,033	12,755	12,550	- 205
14. {	11,072	11,183	11,548	+ 365
	4,085	3,840	4,261	+ 421

道民所得調査資料の分析

十二年の産業別男女別被雇傭者人口に乘じ、⁽²¹⁾その結果と道民所得推計における推定被雇人口數 (D.I. p.52) との差を最後の欄に示したのである。ここでプラスになつてゐるものは過大評價が、マイナスは過小評價が「報告」中に採用せられた推計に存在しているということを意味する。従つてこのような人員推計上の差異が勤勞所得額を決定する上にいかなる影響を與えてゐるかをみるために、第十表では推定被雇傭者數で所得計算がなされている部門だけについて、「報告」の平均勤勞所得額⁽²²⁾に前表の最後の欄の計數を乘じてみた。農業はサンプル調査による

(第十表)

	(イ)		(ロ)		(ハ)	
	一人當り平均勞賃		第九表の(h)より		(イ)	× (ロ)
	円				千円	
林業	67,895	+	1,736	+	117,866	
鑛業	113,202	-	3,726	-	421,791	
	48,804	+	1,466	+	71,547	
建設工業	117,096	-	1,222	-	143,091	
	51,549	+	398	+	205,165	
製造工業	90,074	+	14,329	+	1,290,670	
	39,653	+	7,886	+	312,704	
ガス電気水道業	85,207	+	441	+	37,576	
	43,313	+	103	+	41,541	
商業	87,646	-	1,771	-	155,221	
	43,312	+	353	+	15,289	
金融業	129,026	-	3,234	-	417,270	
	50,634	-	564	-	28,558	
運輸通信業	125,376	+	6,309	+	790,997	
	62,836	+	2,241	+	140,815	
サービス業	41,181	-	11,213	-	461,763	
その他の産業*	199,983	+	786	+	157,187	

* 進駐軍關係勞務者勞賃を別に計算するために、その勞務者數 5,613 人を控除せねばならないが、第九表の(f)及び(g)には共にそれが含まれており、従つて差額は控除の有無にかかわらず同一である。

耕作規模別一戸當雇傭賃銀に耕作規模別推定農家戸數を乗じ(D.I. pp.52—53)、水産業および公務・團體は生産所得調査のデータをそのまま利用しており(D.I. p.54, p.61)、自由業はサンプル調査による一事業當り人件費に事業所數(二十二年)を乗じて計算してある(D.I. p.61)ために除外される。第十表の示すところによれば、各産業につき大小様々の過大・過小評價が考えられ、かつ全般的にいつてかなり過大評價のあつたことが察知できよう。しかしながらわれわれの推計も又、各産業の男女別被雇傭者數の増減が當該産業における男女別就業者數の増減と同比率であるという、従つてまた就業者中における個人業主・会社及び團體の役員・家族従業員・被傭者の各構成比率に變化がなかつたものとする假定の上に立つているのであつて、その意味においては一つの假定を検討するに他の假定をもつてしたに外ならず、これより一舉に斷定的な結論を下すことは差し控えねばならないであろう。たゞ假定の妥當性を少しでも向上させるための一つの試みとして、以上のような検討を加えることも徒勞ではあるまいと思う。

20 北海道總合開發委員會事務局「北海道人口推計及び雇用基礎資料」(綜合開發資料第十七號)昭和二十五年十二月、p.55第5表および第6表による。兩年において産業分類の變化があつたと思われるが、その實質的な相違は判明しがたいので、單に名目的な調整のみを施しておいた。即ち第九表は二十二年の分類によるが、二十四年のそれは1.農業2.林業及狩獵業3.漁業及水産養殖業4.鑛業5.建設工業6.製造工業8.卸賣及小賣商業9.金融保險及不動産業10.サービス業11.運輸通信及公益事業12.公務13.教育宗教となつている。それ故第九表の(a)では7.ガス電氣水道業の男(6,109)女(641)と10.運輸通信業の男(109,911)女(14,233)とのそれぞれ男女別合計を10に計上しておいた。

21 その他の産業については合計における比率を援用した。

22 既述の現金給與プラス現物給與の推計によらざるものは、林業・建設工業・サービス業・「その他の産業」であり、林業は二十二年九月「事業所調査」により林業従業者一人當給與月額を求め、これに「毎勤統計」の製造工業の同年同月をベースとする月別賃銀指數でスライドさせて二十三年四月から翌年三月の分までを算出しており(D.I. p.54)、建設工業は製造工業男女別平均

賃銀に 1.30 (= $\frac{22\text{年事業所調査建設工業一人當り給與額}}{\text{製造工業一人當り給與額}}$) を乗じて (D.I. p.58) 推計しており、いずれも製造工業の計數に依存している上においては既述の假定が貫徹されてゐるといふよう。サービス業はサンプル調査によつて平均勞賃を求め (D.I. p.61) 進駐軍關係をのぞく「その他の産業」では (商業一人當り給與額) × ($\frac{22\text{年事業所調査その他の産業一人當り給與額}}{\text{商業一人當り給與額}}$) なる方式によつてゐる (p.61)。

なおサービス業のサンプル調査結果は、人件費合計額 28,249,956 (圓)・従業員數 686 (人) から平均勞賃 41,181 (圓) を算出した (p.61) とあるが、この調査と生産所得に關するの調査との關係は明らかでない。ちなみに第五表における人件費總額は 89,952,719 (圓) 従業員總數は 1,318 (人) [P.I. p.147 のサンプル小分類平均従業員數をサンプル數にて還元した總和] となる。

個人業主所得は勤勞所得の場合と同様の形式で計算される。即ち ($\frac{\text{商業別平均個人業主所得}}{\text{商業別個人業主數}}$) × ($\frac{\text{商業別個人業主數}}{\text{商業別個人業主數}}$) がそれであるが、乗數については勤勞所得の場合と全く同様であり、二十二年と二十三年の總人口増加率で延長している。ただ被乗數の推計には新しい問題が介在すると思われる。それは先ず商業一業主當り所得額を計算し、これに $\frac{\text{商業別各産業別所得額}}{\text{商業別所得額}}$ を乗じて鑛業・建設工業・製造工業・金融業・運送通信業・「その他の産業」の各一人當り業主所得を求める (D.I. pp.65-6) という操作を施すのであるが、前記の商業一業主當り所得の計算は次のごとく行われる。生産所得における商業サンプル調査 (卸賣業・小賣業) 結果によれば、營業收益サンプル平均は卸賣 1,006 (千圓)・小賣 239 (千圓)、同營業収入はそれぞれ 10,826 (千圓)・1,730 (千圓) となり、これより一業主當り所得 = 一業主當り純増額 + 一業主當り營業收益 = 一業主當り營業収入 × 0.024 + 一業主當り營業收益の式で算出した結果に、サンプル調査客體の選定が大規模企業に傾いたことを修正するため全事業所平均従業員數 (事業所調査による) に對するサンプル調査の平均従業員數の比 (= $\frac{1.21}{1.39}$) を乗じて、それぞれ 1,101 (千圓)・244 (千圓) を卸賣・小賣業一業主當り所得とする。次に $\frac{\text{商業別商業中分類別一人當り所得額}}{\text{商業別一人當り所得額}} \times \text{商業別一人當り所得額}$ の方式で出版業・物品賣買仲立業・

倉庫業・不動産取扱業⁽²⁵⁾の一業主當り所得額を、又各種物品小賣業は小賣業のそれを、更に露店商および行商は小賣業の五四%を一業主當り所得額と見做し、この八項目の中分類別一業主當り所得に推定業主數を乗じそれらを合計して商業個人業主所得を得、これから逆算的に商業一業主當り所得額 300,715 (圓) を推計するのである(D.I. pp. 63—65)。おそらく事業税課税所得額における較差によつて既知のデータを各産業あるいは各中分類別項目へ準用して行くことは、課税所得間の比率が所得全般における比率と全く同様であるとする假定にもとづくことを余儀なくされるとはいえ、現在の利用可能資料の範圍から考えて適當な處置であることは疑いなくであろう。しかしながら商業一業主當り所得計算に際してとられた業主數推定上の假定、即ち總人口の増加率をもつて業主數の増加率とする假定については既に勤勞所得において問題とされたところであり、従つてここでは被乗數・乗數ともに人口推計上の問題がからまつているといえよう。

23 D.I. p. 63. ここで卸賣業における營業収益はわれわれの第四表(B)の計算結果と合致する。なお營業収入の數値は若干くいちがいを生じているが、その原因は明らかでない。

24 D.I. p. 64. 〇・〇二四については既に觸れた。第四表(A)をみよ。

25 事業税課税所得額のデータは道稅務課調による。なお事業税の事業分類は1.問屋業2.物品販賣業3.出版業4.仲立業5.倉庫業6.その他になつており、産業分類はこれに對し1.卸賣業2.各種物品小賣業・小賣業・露店行商3.出版業4.物品賣買仲立業4.倉庫業5.不動産取扱業のごとく對應するものとされる。(D.I. p. 64)

われわれが被雇傭者數の推定にあつて立てた別個の假定にもとずき、二十三年における個人業主數を推計すると第十一表のごとくなる。但し農業個人業主所得はサンプル調査による規模別一戸當り所得に耕作規模別推定農家戸數を乗じて求め(D.I. pp. 62—63)、林業および水産業はそれぞれの生産所得額から分配勤勞所得額を控除した殘額に推定個人分比率を乗じて計算されてある(D.I. p. 63)ため、一應業主數推定と無關係なのでこの表では計算を省略した。

(第十一表)

道民所得調査資料の分析

		(a) 22年個人 業主数	(b) 第九表 第(d)	(c) (a) × (b)	(d) 男女合計
イ. 鑛業	男	494	1.08	534	550
	女	17	0.95	16	
ロ. 建設工業	男	9,732	1.07	10,413	10,453
	女	43	0.92	40	
ハ. 製造工業	男	25,808	0.92	23,743	25,781
	女	2,516	0.81	2,038	
ニ. 商業	男	28,356	1.13	32,743	37,565
	女	5,523	1.00	5,523	
ホ. 金融業	男	412	1.61	663	710
	女	39	1.21	47	
ヘ. 運輸通信業	男	6,822	0.98	6,686	6,718
	女	36	0.88	32	
ト. サービス業	男	7,026	2.11	14,825	19,084
	女	2,878	1.48	4,259	
チ. 自由業	男	7,159	0.87	6,228	8,251
	女	2,529	0.80	2,023	
テ. その他の産業	男	1,299	1.01	1,312	1,542
	女	245	0.94	230	

(a) は D.I. pp. 51—52による。

(b) は 各産業別男女別就業人口における $\frac{(22年)+(24年)}{2} / (22年)$ 。

次に商業における個人業主所得を「報告」中の方法によつて計算すると第十二表のごとき結果をうる。即ち二十二年事業所調査の中分類別事業数の構成比率をもつて推定總業主数を按分し、これを一業主當り所得額に乘する、次に各項目を合計して商業個人業主所得總額をうると共に、逆算によつてその一業主當り所得額を求めらるのである。次にこのようにして求めた商業一業主當り所得額 301,341(圓)を利用し、これにそれぞれの産業に關する事業税課税所得額對事業税商業課税所得額の比率を乘じて各産業の一人當り業主所得額を推定し、第十一表において

求めた推定業主
 数をそれに乗じ
 て各産業個人業
 主所得額を計算
 したのが第十三
 表である。ただ
 しサービス業お
 よび自由業は中
 分類別の計算を
 行っているから
 (D.I. pp.66—67)
 これに倣い別個
 に推計する。そ
 の結果は第十四
 表(A)(B)にそれぞ
 れ示されるとお
 りであり、この
 計算プロセスに

道民所得調査資料の分析

(第十二表) (= . 商 業)

中 分 類	(1) 事業所 構成比	(2) 業 主 数 37,565 × (1)	(3) 一 人 當 り 業 主 所 得	(4) 所 得 額
卸 賣 業	8.95	3,362	千円 1,101	千円 3,701,562
各種物品小賣業	3.16	1,187	244	289,628
出版業	0.51	192	462	88,704
小 賣 業	68.35	25,676	244	6,264,944
露店商行商	12.85	4,827	132	637,164
物品賣買仲立業	4.58	1,720	132	227,040
倉 庫 業	0.57	214	319	68,266
不動産取扱業	1.03	387	110	42,570
合 計	100.00	37,565	円 (301,341)	11,319,878

(1) D.I. p.65. ; (3) D.I. pp. 63—64. ; $301,341 = \frac{11,319,878}{37,565}$

(第十三表)

大 分 類	(1) 事業税課税 所得較差	(2) 一人當り業 主 所 得 額	(3) 業 主 数 第十一表(d)	(4) 所 得 額
イ. 鑛 業	1.58	円 476,119	550	千円 261,865
ロ. 建 設 工 業	0.75	226,006	10,453	2,362,441
ハ. 製 造 工 業	1.09	328,462	25,781	8,468,079
ホ. 金 融 業	0.64	192,858	710	136,929
ヘ. 運 輸 通 信 業	0.36	108,483	6,718	728,789
リ. その他の産業	0.48	144,644	1,542	223,041

(1), D.I. pp. 65—67, 但し () および () は「報告」の結果より筆者において逆算推定したもの。

(2), 301,341圓 × (1)。

(第十四表 A) (ト. サービス業)

	(a) 22年業主 数	(b) 23年推定 業主数	(c) 23年男女 合計	(d) 一人當り業 主所得(サ ンプル調査) 円	(e) 所得額 (d)×(c) 千円
1. 接客業	2,631	5,551	7,956	550,593	4,380,518
2. 理髪理容業	2,099	4,429	5,804	238,398	1,383,662
3. 勞務供給業	44	93	111	176,954	19,642
4. 娯樂興行	487	1,028	1,188	1,548,650	1,839,796
5. その他のサービス業	1,765	3,724	4,026	120,530	485,254
合計					8,108,872

道民所得調査資料の分析

(a) D.I. p.52. ; (b) 男 2.11 女 1.48 を (a) に乗ずる ; (c) D.I. pp.66—67. ;

(d) 第十五表の (ハ)

(第十四表 B) (チ. 自由業)

	(a)	(b)	(c)	(d) 円	(e) 千円
1. 醫療衛生(私營)	3,824	3,327	4,493	209,556	941,535
2. 法務	317	1,166	269	168,994	45,459
3. その他の自由業	1,305		1,109	87,467	97,001
合計					1,083,995

(a) D.I. p.52 および p.67 ; (b) 1. 男 0.87 女 0.80, 2. 0.85 を (a) に乗ずる ;

(d) D.I. p. 67

おいては業主数の推定にあたりわれわれの假定を一貫した⁽²⁶⁾ことと、サービス業におけるサンプル調査結果の計算について既に觸れたとき(第五表 A・B 参照)疑問を訂正すること(第十⁽²⁷⁾五表)の他には、すべて「報告」中に採用されてゐると同形式の方法をそのまま踏襲したのであ

(第十五表)

(單位圓)

中分類及小分類	(イ) サンプル数	(ロ) 小分類平均人件費	(ハ) 人件費總額 (ロ)×(イ)	(ニ) 所得總額	(ホ) 營業總收益 (ニ)-(ハ)	(ヘ) 一人當り平均業主所得
1. 旅館下宿業	49	197,046	9,655,254	36,818,698	27,163,444	
料理店飲食店業	54	95,941	5,180,814	37,921,014	32,740,200	
貸席待合置業	9	230,445	2,074,005	3,836,754	1,762,749	
屋貸座敷業						
合計	(112)				(61,666,393)	550,593
2. 理髮理容業	15	36,207	543,105	3,345,870	2,802,765	
浴場業	14	37,643	527,002	4,637,766	4,110,764	
合計	(29)				(6,913,529)	238,398
3. 平均	[2]	262,700		[439,654]		176,954
4. 映畫・演劇・演藝 その他の興行	13	216,436	2,813,668	27,797,562	24,983,894	
遊戯場娛樂場業	3	413,333	1,239,999	1,034,499	△ 205,500	
合計	(16)				(24,778,394)	1,548,650
5. 寫眞業	22	13,936	306,592	3,383,996	3,077,404	
清掃業	2	300,228	600,456	553,956	△ 46,500	
葬儀業	23	236,801	5,446,423	8,773,166	3,326,743	
その他	13	3,077	40,001	914,160	874,159	
合計	(60)				(7,231,806)	120,530

道民所得調査資料の分析

(イ)(ロ)(ニ)は第五表Bより；3. 勞務供給周旋業はサンプル平均のまま取扱
いうる。；△はマイナス。

26 自由業の法務および「その他」は男女別就業人口を知るデータを持ちあわせていないので、男女合計に自由業總就業人員推定増減率を乗じた。なおこの率は自由業の男女別にそれぞれ推計した結果の合計から逆算してみても同様に〇・八五である。

27 D.I. pp.66-67に示されたサンプル調査の一人當り業主所得は P.I. P.I.A. の中分類別サンプル調査結果表における(所得)マインナス(人件費)に等しい。しかし既述のごとくこの平均は小分類平均を單純平均しているの、正しくはサンプル数による加重平均をとらねばならない。

28 勤勞所得中に含まれる兼業所得および個人業主所得中に含まれる内職所得(第二表参照)については、勤勞者世帯収入調査(F.I.S.)の札幌二十三年七月より二十四年三月分迄の八ヶ月合計に關し、兼業収入および内職収入對世帯主一人當り本業収入の比率 $\frac{9}{10,000} \cdot \frac{5}{1,000}$ を求め、これらの比率を勤勞所得の營業(第二表I.2.)合計

る。(28)

に乗じてそれぞれ算出する (D.I. p.61, p.68)。従つて非常にラフな計算とならざるをえないが、現在のところ資料の関係上やむをえないであらう。ただし勤勞所得に過大評價があるとすれば、この兩者にもその過大評價が若干影響を與えていることを注意しなければならぬ。

以上の結果を「報告」の結果と比較してみると、個々の産業についてそれぞれプラス・マイナスの差が存するわけであるが、綜括して個人業主所得に過小評價があつたのではないかと思われる。いまこの個人業主所得の過小評價と先に述べた勤勞所得の過大評價とを併せて考えるならば、『戦後においては分配國民所得のうち個人業主所得のしめるウエイトは最も大であり、勤勞所得はこれについて第二位になつてゐるが、本道においてはこれが逆になつてい⁽²⁹⁾る』と分配道民所得の特質を規定することに對して、いささか疑問の生ずる余地がここに發生せざるをえない。戦後の分配國民所得において個人業主所得と勤勞所得の構成比率が増大した⁽³⁰⁾こと、特に前者の増大は著しいものがあり、その後兩者の差が次第に狭ばめられつつあるという傾向に對して、北海道をその例外もしくははそのより早い進行段階にあるとすることが正しいかどうか、われわれは「報告」と同形式の計算方法に依存しながらもなおその基本假定を若干變更することによつて、このような大きな問題にまで到達せざるをえないのである。

29 D.I. p.47.

分配所得中にしめる
比率は下のごとし。

(23年度)	個人業主所得 %	勤勞所得 %
全 國	53.0	44.6
北海道	48.78	49.44

30 經濟安定本部「戦後

分配國民所得」(昭和
二十五年八月)一六頁
によれば、

	21年	22年	23年	24年
勤勞所得	30.0	33.6	42.8	46.2
個人業主所得	66.0	65.2	54.5	49.3

道民所得調査資料の分析

個人賃貸料所得は田畑小作料と個人分宅地地代および家賃とからなる、ただし生産用に供せられる自己所有の宅地・家屋に關する地代および家賃は、既に個人業主所得中に計上されてあるとみてその分を控除せねばならない。以上の各項目の推計は従つておのおのの單價とそれに乘すべき總面積、および法人分と更に個人所有生産用分について修正控除すべきデータをを得ることによつて果されよう。單價については田畑小作料はサンプル調査⁽³¹⁾により、地代・家賃は生産所得の「無業中の財産所得」の推計(本稿註15参照)を利用する。總面積に關しては、小作料支拂田畑面積を二十三年度耕地買収面積の四割と年度末殘存耕地面積の合計として推定し(D.I.p.68)、宅地および家屋の總面積並びに專用・併用・生産用別面積⁽³²⁾はすべて前記の生産所得における推定を利用してゐる(D.I.p.70-73)。地代・家賃の修正はその個人分比率としてそれぞれ $\frac{62.51}{100}$ (二十二年宅地調査による) および $\frac{76.47}{100}$ (道統計課調二十三年住宅調査による) をとり、更に生産用中借地・借家分比率として $\frac{41}{178}$ (二十二年宅地調査による) $\frac{25.13}{100}$ (地代+併用) および $\frac{25.13}{100}$ (併用+借地) を採用してゐる。(D.I. pp.71-73)

31 地域別・地質別サンプルにより反當り實收小作料を計算する(D.I. pp.69-70)。なお反當り實收小作料について(p.69)のサンプル集計表では159.57圓、(p.41)の一覽表では193.57圓、(p.68)の説明では139.57圓となつてゐるが、後者が正しい。

32 併用宅地・家屋はその二分の一を消費用、他の二分の一を生産用に供するものと假定することは生産所得の場合と同様であるが、ここでは生産用分もあわせて推計するので次のごとき形式になる。

$$\text{消費費用} \dots\dots (\text{專用} + \frac{1}{2}\text{併用}) \times \text{個人分比率}$$

$$\text{生産用} \dots\dots (\text{生産用} + \frac{1}{2}\text{併用}) \times \text{個人分比率} \times \text{借(地・家)分比率}$$

$$\text{地代もしくは家賃} \dots\dots \text{消費費用} + \text{生産用}$$

33 二十三年住宅調査(二十三年八月一日現在道統計課)によれば居住々宅の所有別割合は(イ)持家51.34% (ロ)借家25.13% (ハ)給與

$$\text{住宅} \frac{23.53\%}{(イ)+(ロ)+(ハ)} = \frac{25.13}{100} \quad \text{更に給與住宅を法人所有住宅とみなし} \frac{(イ)+(ロ)+(ハ)}{(イ)+(ロ)+(ハ)} = \frac{76.47}{100}$$

$$\text{個人分比率となる。} (D.I. p.73(\text{註}))$$

個人利子所得
 については預貯
 金利子は年度間
 個人貯蓄額に平
 均利子率を乗
 じ、社債利子は
 税務統計により
 その総額を求
 め、これらに個
 人分比率を乗じ
 て算定し (pp.73
 —74)、又個人配
 当所得および法
 人所得は⁽³⁴⁾税務統
 計 (pp.74—75)、
 官公企業所得は
 道市町村営企業
 の決算書により

道民所得調査資料の分析

(第十六表)

	分 類	サ ン プ ル 数	母集団の総個数
農 業	(耕作規模別)	勤勞所得 ↓ 業主所得 ↓	(a)
	1 町 — 1.5町	4 } 2町未満	17,347
	1.5 — 2	5 } 12	15,158
	2 — 2.5	12 12	16,337
	2.5 — 3	10 10	15,831
	3 — 5	31 39	50,863
	5 — 10	46 46	40,758
	10町以上	17 17	12,126
	(136)? (136)	(168,420)	
商 業 サ ー ビ ス 業 自 由 業	生産所得の場 同	合と同じ 上	
	(中分類別)		(b)
	醫 療 (私營)	250	5,282
	法 務	48	317
そ の 他 (著述, 藝術 遊藝, その他)	45	1,305	
小 作 料	田	46 (64.27反)	(c) (156.160反)
	畑 (地域別、地質別)	58 (107.94反)	(583.480反)

- (a) 23年度農作物実績調査による農家戸数を、22年度農地センサスの規模別構成比率によつて按分。(D.I. p.53)
- (b) 22年事業所調査による事業所数。
- (c) サンプル総反数と田畑小作料支拂面積の反数とを、参考までにあげたのである。(pp. 68—70)

道民所得調査資料の分析

それぞれ計算される (D.I. p.76)。

34 法人留保所得の計算は次のことキヒーイによる。(税引利益金額+特別法人剰余金) - (配當金額+賞與金額+純損金+特別法人剰余金分配) = 法人留保所得 [純損金は安本國民所得調査室の法人資金状況調査による利益金に對する損失金の比率88.5%を利益金額に乘じて推定する] (D.I. p.75)

最後に分配道民所得調査にあつて利用されたサンプル調査のサンプル數、およびその母集團の總個數と思われるものを參考迄に示すと第十六表のようになるが、生産所得のサンプル調査と同様、このサンプル數の決定および選定には嚴密な科学的根據がなかつたのではなからうかと推測されるのである。

四

以上主として推計上の問題について述べてきたところは、決して道民所得調査資料の利用價值を不當に輕視しようという意圖を含むものではない。いうまでもなく、すべて統計資料に對する盲信と輕視とは共に非建設的のなしかして非科学的な態度であり、資料の利用限界なり假定條件の意味なりを明確に認識することがかえつてその利用價值を高めることになるものなのである。

おそらく残された多くの問題を二十三年度の分に限定して更に追究することは、現在の段階では不可能に近くかつ無益なことでもあらう。むしろ二十四年度・二十五年度と次第に基礎資料の整備をまつて、新たな推計的觀點から再びまた過去の實績をふりかえつてみることに要求されねばならない。そして又、少くとも半ヶ年位のズレを持ちつゝこの作業が繼續し、斷えずその成果が公表されることは、道民所得資料を利用せんとする各方面のひとびとの誰もが望むことであらう。このような將來への進歩のための一つの原動力を與えるものとして、この種の作業に對するひと

びとの關心を廣くよびおこすこともまた忘れてはならぬ重要な事柄である。本稿の意圖するところもその點にかかわるものであつて、かつ結局はそれに盡きるといえよう。

従つてもしも、既存資料の極度に乏しい中にかくも建設的な作業を繼續されつつある調査擔當者の勞苦に對して、いささかでもこれがないがしろにするかのごとき言辭が本稿の敘述中にあるとするならば、それは全く表現の至らぬためであつて筆者の本意でないことを、重ねて誤解なきようお斷りしておかねばならない。

(五一・四・一四)

(追補) 六月二十三日に開催された道民所得調査委員會において、昭和二十四年度分配道民所得調査推計結果の最終的な検討が行われた。筆者もその會合に出席することを許され、本稿執筆當時明らかにしえなかつた調査上の諸事情を若干知ることが出来た。その結果、本稿中に補正加筆したい個所もあるのであるが、(1)併立的な資料の存在を尊重し、かつ一應の吟味と検討を參考迄に與えてみることに、(2)平均額及び平均率の計算において、平均の平均をとることは誤りであつて、總額にひき戻して考へること、(3)サンプル調査の基礎を明確にすることが望ましい、という筆者の意圖そのものには何ら變りはなく、更に本稿が既に印刷所へ廻つていたという事情から、加筆を一切差し控えることにした。

ただ、生産道民所得額における集計計算上の誤り(本稿註2参照)は、その後總合開發委員會事務局において訂正され、農産計二二、三四九、七五九千圓、農業二五、六三二、五〇九千圓、生産所得總計一三一、七一七、八七三千圓と公表されたこと、又分配道民所得額(本稿第二表)において、水産業勤勞所得四、一八一、三三七千圓、同個人業主所得四、九七一、七五〇千圓、自由業個人業主所得一、五八三、五一六千圓、分配所得總計一三〇、八六二、二九〇千圓と訂正公表される豫定であることを附記しておく。